

10年保存
-------

基発第0827005号

平成20年8月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録について」の一部改正について

標記については、平成16年2月13日付け基発第0213005号「身柄拘束中の被疑者の取調べ過程・状況の記録について」（以下「0213005号通達」という。）により指示しているところであるが、今般、法務省における「取調べ過程・状況の記録制度」（以下「本制度」という。）の在り方についての検討結果を踏まえ、労働基準監督機関においても、0213005号通達を下記のとおり改正し、平成20年9月1日から運用することとしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、今般の改正の施行前に作成した取調べ過程・状況関係記録に関する報告書等については、今般の改正後においても、なお従前の取扱いの例によることとして差し支えなく、従前どおり検察官に送致することとされたい。

## 記

0213005号通達を次のとおり改める。

- ア 記の2の⑥中「被疑者の入室時刻・退室時刻を特定して記載する。」の後に「なお、用便等のために一時的に取調べ室を退出した場合であっても、退出として取り扱うこと。」を追加する。
- イ 記の2の⑧中「取調べ担当者」を「取調べ担当者氏名」に改める。

- ウ 記の2の⑨中「通訳人」を「通訳人の有無及び通訳を行った言語」に改める。
- エ 記の2の⑩中「下記⑪以外の被疑者調書作成の有無及びその数」を「逮捕・勾留事実に係る被疑者供述調書等作成の事実の有無及びその通数（被疑者供述調書等には弁解録取書を含む。）」に改める。
- オ 記の2の⑪中「被疑者がその存在及び内容を捜査機関以外に明らかにしてほしくない旨の意思を表明した被疑者調書作成の有無及びその数」を「その他の被疑者供述調書等作成の事実の有無及びその通数」に改める。
- カ 記の2の⑫中「特異な言動、」を削除する。
- キ 記の2のまた書を「また、取調べ状況報告書を作成したときは、被疑者にその記録内容を確認させ、誤りがないことを申し立てた被疑者に対し、署名指印欄に署名指印することを求めること。なお、被疑者がこれを拒否したときは、取調べ状況報告書の作成者において、余白部分にその旨及びその理由を記載した上、署名押印すること。」に改める。
- ク 記の3の標題「取調べ記録の扱い」を「取調べ記録の取扱い」に改める。
- ケ 別添1及び別添2について、以上の点を踏まえた修正を行い、別添3を削除する。